

堺市総合福祉会館 ご利用にあたっての注意事項

1. ご利用時のお願い

受付・利用時間について

- ・利用当日は、貸室受付窓口で入室手続きを行ってください。
- ・利用時間には、会場準備、参加者の入退場及び後片付けの時間を含みます。

利用制限について

- ・消防法に基づき、各室の定員を超えて利用することはできません。
- ・会館敷地内は全面禁煙です。
- ・飲食を主な目的とした催しには利用できません。
- ・6階ホールでの飲食は、原則として禁止しています。

備品・消耗品について

- ・催しに必要な事務用品等の消耗品は、使用者でご用意ください。
- ・各階給湯室内の湯呑み等はご利用いただけますが、茶葉等は使用者でご用意ください。
- ・ごみは使用者の責任においてお持ち帰りください。

事前に当会館の許可が必要な行為について

- ・物品の展示・販売
- ・チラシ等の配布や広報活動
- ・写真・動画撮影、録音
- ・寄付金の募集
- ・館内外での掲示・展示

※なお、展示・販売等については、営利を主たる目的とせず、福祉会館の設立趣旨に沿う場合に限り許可することがあります。

禁止事項

- ・危険物（花火、爆発物等）の持ち込み
- ・補助犬を除く動物の持ち込み
- ・他の利用者や近隣住民の迷惑となる行為

施設・備品の管理について

- ・利用中は、会議室及び付属設備・備品を適切に管理してください。
- ・施設や備品を破損又は紛失した場合は、原状回復に要する費用をご負担いただくことがあります。
- ・緊急時は職員の指示に従ってください。

免責事項

- ・天災、交通機関の運休、感染症の拡大その他やむを得ない事情により施設の利用を停止した場合、当会館は利用者が生じた損害について責任を負いません。
- ・会議室、設備又は備品の故障等により利用目的を達成できなかった場合の補償は、当該使用料の返還を上限とします。

2. 安全管理について

- ・使用前に、非常口、避難経路及び消火設備の位置をご確認ください。
- ・火災、地震、停電等が発生した場合は、使用者において来館者の避難誘導を行ってください。
- ・来館者の整理及び安全確保は使用者が行ってください。
- ・特に100名を超える来館者が見込まれる場合は、駐輪場整理員の配置など必要な対策を講じてください。

3. 使用許可の取消し・停止について

次のいずれかに該当する場合は、使用許可を取り消し、又は利用を停止することがあります。

- ・公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき
- ・営利目的で利用するおそれがあるとき
- ・建物、設備又は備品を破損・滅失するおそれがあるとき
- ・他の利用者や近隣住民に迷惑を及ぼすおそれがあるとき
- ・会館の管理運営に支障があると認められるとき
- ・申込内容に虚偽があったとき
- ・利用権を譲渡又は転貸したとき
- ・許可条件に違反したとき